

# 以下、參考資料

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R4.7.28決議（1/3）

## 地方分権を実感できる改革の深化

### ○「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、地方分権改革有識者会議において、提案募集方式の取組に加え、制度的な課題として横断的に見直しを行い、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ 特に「従うべき基準」によって、制度の細かな運用の部分まで国が関与していることから、保育所における保育室等の居室面積に関する基準や訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準をはじめとして、地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、見直しの実現に向けた検討を進めること。

### ○自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。

### ○事務・権限の円滑な移譲等

- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R4.7.28決議（2/3）

## 地方分権を実現するための枠組みの強化

### ○「提案募集方式」の見直し

- 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。例えば、「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象として、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すことなく、また、個々の支障事例に拘泥せず、地方分権改革有識者会議等において見直しを行うなどの改革を図ること。加えて、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

## 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

- 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の解消、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと。

# 全国知事会「分権改革の推進について」（抜粋）R4.7.28決議（3/3）

## 計画策定等の見直し

- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。地方分権改革有識者会議においても、令和3年から「提案募集方式」において「計画策定等」を重点募集テーマに設定するなど、見直しに向けた取組や検討が行われた結果、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」が取りまとめられ、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において政府の基本方針とされたことは評価する。については、その方針を実行していくため、各府省自らが積極的な見直しに取り組むことを含め、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。
- ・ 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、地方分権改革の理念に基づき、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。
- ・ 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ・ 今後、計画等の策定による地方の負担が増大する事がないよう、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

# 全国知事会「新たな日本の創生に向けた提言」（抜粋）R4.5

## 2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

### ②地方との実質的な対話・連携による施策の推進や立法プロセスへの地方の関与の仕組みの強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策や地域医療の確保等の国・地方に共通する様々な政策課題に関して、国と地方が率直に意見交換し、共同して政策形成を行う基盤となる場を設けるとともに、国と地方の協議の場に分野別分科会を設置するなど、国と地方が実質的に協議をしながら施策を推進する仕組みを強化すること。また、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」を設けるなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。